

国見町告示第 21 号

国見町敬老事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 19 日

国見町長 村 上 利 通

国見町敬老事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町は、多年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢者が健康を守り生きる意欲を高め、健康で生きがいのある地域づくりと福祉の向上を図るため、地区または町内会における敬老事業の自主的な活動を助長し、その健全な育成を支援することを目的として、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和63年国見町規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助金は、地区または町内会が活動する事業に要する経費について交付するものとし、その額は予算の範囲内で町長が定める。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとするときは、国見町敬老事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第 4 条 町長は、前条の申請があったときは、規則第 5 条に基づき、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、国見町敬老事業補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第5条 事業実施者は、前条の通知を受けたときは、この告示に定める補助金について概算払の方法により補助金の請求をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、国見町敬老事業補助金概算払請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（変更の承認の申請）

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき町長の承認を受けようとする場合は、国見町敬老事業変更申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その承認・不承認を決定し、国見町敬老事業補助金交付変更・不承認決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（状況報告又は調査）

第7条 町は、規則第11条の規定に基づき、町長が必要と認めた場合は、事業の実施状況について報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第8条 事業実施者は、規則第13条の規定により、国見町敬老事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付の決定通知を受けた事業実施者は、補助事業等が完了した場合は、前条の実績報告書の提出とあわせて国見町敬老事業補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 前条の実績報告書の提出を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国見町敬老事業補助金確定通知書（第8号様式）により事業実施者に通知するものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた事業実施者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算し

て5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

国見町敬老事業補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式（第4条関係）

国見町敬老事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式（第5条関係）

国見町敬老事業補助金概算払請求書

[別紙参照]

第4号様式（第6条関係）

国見町敬老事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

[別紙参照]

第5号様式（第6条関係）

国見町敬老事業補助金交付変更決定通知書

[別紙参照]

第6号様式（第8条関係）

国見町敬老事業補助金実績報告書

[別紙参照]

第7号様式（第9条関係）

国見町敬老事業補助金交付請求書

[別紙参照]

第8号様式（第10条関係）

国見町敬老事業補助金確定通知書

[別紙参照]

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

氏 名

国見町敬老事業補助金交付申請書

このことについて、国見町敬老事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 地区名または町内会名
- 3 補助事業等に要する経費 金 円
- 4 補助金等の額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

国見町長

国見町敬老事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度国見町敬老事業補助金については、国見町敬老事業補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

補助事業等に要する経費 金 円

補助金等の額 金 円

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

氏 名

印

国見町敬老事業補助金概算払請求書

年 月 日付第 号で交付決定のあった国見町敬老事業補助金については、概算払によって交付されたく下記のとおり請求します。

記

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額(A)-(B)-(C)	円

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

氏 名

国見町敬老事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付第 号交付決定通知に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、国見町敬老事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金の交付決定年月日及び番号
- 3 事業の変更（中止・廃止）の理由
- 4 事業の変更（中止・廃止）の内容

添 付 書 類

- 1 変更（中止・廃止）後の事業計画書
- 2 変更（中止・廃止）後の収支予算書

第5号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

申請者 様

国見町長

国見町敬老事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった 年度国見町敬老事業補助金については、国見町敬老事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金等の対象となる事業は、年 月 日付で変更申請のあった 年度国見町敬老事業補助金として、その内容は変更申請書の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

1	変更前の補助事業に要する経費	円
	変更後の補助事業に要する経費	円
2	変更前の補助金の交付決定額	円
	変更後の補助金の交付決定額	円

- 3 補助事業者等は、国見町補助金等交付規則及び国見町敬老事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この補助金等に係る会計帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

氏 名

国見町敬老事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定された国見町敬老事業補助金にかかる
補助事業等の実績について、下記のとおり報告します。

記

補助年度	年度	補助金の名称	国見町敬老事業補助金
補助事業の名称			
補助事業の総事業費		円	
完了年月日			

- 1 補助事業等の実績
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

氏 名

㊟

国見町敬老事業補助金交付請求書

国見町から交付決定のあった、国見町敬老事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

事 業 名	
交付決定額 (A) 又は交付確定額	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残 額 (D)	円

第8号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

国見町長

国見町敬老事業補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定したこの補助金等については、
年 月 日付で提出のあった実績報告書のとおり適正に執行されたものと認め、
下記のとおり額を確定しましたので、国見町敬老事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等交付決定額 金 円
- 3 補助金等の確定額 金 円